

令和2年第5回（6月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	第 35 号議案	吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例	1
2	第 36 号議案	吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
3	第 37 号議案	吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10
4	第 38 号議案	吉川市税条例の一部を改正する条例	13
5	第 39 号議案	吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	45
6	第 40 号議案	吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例	60
7	第 41 号議案	吉川市職員定数条例の一部を改正する条例	66
8	第 42 号議案	工事請負契約の締結について	67
9	第 43 号議案	工事請負契約の締結について	68
10	第 44 号議案	工事請負契約の締結について	69
11	第 45 号議案	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	70
12	第 46 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	75
13	第 47 号議案	固定資産評価員の選任について	77
14	第 48 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	79
15	第 49 号議案	令和 2 年度吉川市一般会計補正予算（第 3 号）	—

第35号議案

吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例

吉川市介護福祉総合条例（平成12年吉川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,438円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,438円</u>」とあるのは、「<u>23,251円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>17,438円</u>」とあるのは、「<u>40,689円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,798円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,798円</u>」とあるのは、「<u>30,517円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,798円</u>」とあるのは、「<u>42,142円</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の吉川市介護福祉総合条例（以下「改正後の条例」という。）は、令和2年4月1日から適用する。

(介護保険料の適用区分)

- 2 改正後の条例第13条の規定は、令和2年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和元年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、同令第39条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる者の保険料率を減額したいので、この案を提出するものである。

第36号議案

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(小学校等との連携)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（<u>満3歳未満保育認定子ども</u>のみに特定教育・保育を給付するものに限る。<u>以下この条において同じ。</u>）は、当該特定教育・保育施設により特定教育・保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>を、当該特定教育・保育の提供の終了に際して、当該<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、受け入れて引き続き<u>教育・保育</u>を提供することができる認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しなければならない。</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき</p>	<p>(小学校等との連携)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>のみに特定教育・保育を給付するものに限る。）は、当該特定教育・保育施設により特定教育・保育の提供を受けていた<u>教育・保育給付認定子ども</u>を、当該特定教育・保育の提供の終了に際して、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、受け入れて引き続き<u>教育又は保育</u>を提供することができる認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しなければならない。</p>

は、前項の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定教育・保育施設による特定教育・保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定教育・保育施設による特定教育・保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定教育・保育施設による前項に規定する事項に係る認定こども園、幼稚園又は保育所の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

4 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定教育・保育施設は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第2項に規定する事項に係る事務を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3

第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(特定教育・保育施設等との連携)

第49条 略

2及び3 略

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを

(特定教育・保育施設等との連携)

第49条 略

2及び3 略

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連

<p>第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>(準用)</p> <p>第51条 第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、<u>第20条から第32条第1項まで、第33条及び第34条の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第13条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び次条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第14条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第32条第1項中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>(準用)</p> <p>第51条 第8条、第9条、第11条、第13条、第14条及び<u>第20条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第13条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び次条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第14条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第32条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と読み替えるものとする。</u></p>
--	--

<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、<u>第20条から第32条第1項まで、第33条及び第34条を含む。</u>次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の</p>	<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第13条、第14条<u>及び第20条から第34条まで</u>を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必</p>
--	---

<p>状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。</p>	<p>要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運

営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）の公布に伴い、特定地域型保育事業所等の卒園後の受入先となる連携施設の確保義務を緩和するとともに、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第37号議案

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第23条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するとき</u>は、<u>第1項第3号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p><u>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第23条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p>

<p><u>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 <u>前項（同項第2号に該当する場合に限る。）</u>の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第40条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、<u>精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合</u>への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p>	<p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第40条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p>
--	--

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）の公布に伴い、家庭的保育事業所等の卒園後の受入先となる連携施設の確保義務を緩和するとともに、居宅訪問型保育事業者が保護者の疾病等により養育を受けることが困難な乳幼児に対して保育を提供することができることを明確化したいので、この案を提出するものである。

第38号議案

吉川市税条例の一部を改正する条例

第1条 吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後条項等とし、移動項に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の</p>	<p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の</p>

6 第 1 項、第 8 3 条第 2 項、第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項、第 1 0 2 条第 2 項、第 1 3 9 条第 1 項又は第 1 4 5 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 1 4 . 6 パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7 . 3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法第 6 0 1 条第 3 項若しくは第 4 項（これらの規定を法第 6 0 2 条第 2 項及び第 6 0 3 条の 2 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 6 0 3 条第 3 項又は第 6 0 3 条の 2 第 5 項の規定により徴収を猶予した税額当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(5) 第 4 8 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 3 1 項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日

(6) 第 4 8 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の

6 第 1 項、第 8 3 条第 2 項、第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項、第 1 0 2 条第 2 項、第 1 3 9 条第 1 項又は第 1 4 5 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 1 4 . 6 パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7 . 3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法第 6 0 1 条第 3 項若しくは第 4 項（これらの規定を法第 6 0 2 条第 2 項及び第 6 0 3 条の 2 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 6 0 3 条第 3 項又は第 6 0 3 条の 2 第 5 項の規定によって徴収を猶予した税額当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(5) 第 4 8 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 1 9 項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日

(6) 第 4 8 条第 1 項の申告書（法第 3 2 1 条の

<p>8 <u>第34項</u>及び<u>第35項</u>の申告書を除く。))</p> <p>でその提出期限後に提出したものに係る税額</p> <p>当該提出した日又はその日の翌日から1月</p> <p>を経過する日</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第5</p> <p>項、第50条第2項、第52条第1項、第53</p> <p>条の12第2項、第72条第2項、第98条第</p> <p>5項、第101条第2項、第139条第2項及</p> <p><u>び第140条第2項</u>の規定に定める延滞金の額</p> <p>の計算につきこれらの規定に定める年当たりの</p> <p>割合は、閏年の日を含む期間についても、36</p> <p>5日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人</p> <p>の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収</p> <p>益事業 (<u>以下この項及び第31条第2項の表第</u></p> <p><u>1号において「収益事業」という。</u>) を行うも</p> <p>の (当該社団又は財団で収益事業を廃止したも</p> <p>のを含む。 <u>同号</u>において「人格のない社団等」</p> <p>という。) 又は法人課税信託の引受けを行うも</p> <p>のは、法人とみなして、この節 (第48条第9</p> <p><u>項から第16項</u>までを除く。) の規定中法人の</p> <p>市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p>	<p>8 <u>第22項</u>及び<u>第23項</u>の申告書を除く。))</p> <p>でその提出期限後に提出したものに係る税額</p> <p>当該提出した日又はその日の翌日から1月</p> <p>を経過する日</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第5</p> <p>項、第50条第2項、第52条第1項<u>及び第4</u></p> <p><u>項</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、</p> <p>第98条第5項、第101条第2項、第139</p> <p>条第2項<u>並びに</u>第140条第2項の規定に定め</p> <p>る延滞金の額の計算につきこれらの規定に定め</p> <p>る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間につ</p> <p>いても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人</p> <p>の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収</p> <p>益事業を行うもの (当該社団又は財団で収益事</p> <p>業を廃止したものを含む。 <u>第31条第2項の表</u></p> <p><u>の第1号</u>において「人格のない社団等」とい</p> <p>う。) 又は法人課税信託の引受けを行うもの</p> <p>は、法人とみなして、この節 (第48条第10</p> <p><u>項から第12項</u>までを除く。) の規定中法人の</p> <p>市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p>
---	---

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。）

2 略

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	略
1 次に掲げる法人	略
ア～エ 略	
オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が10,0	

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。）

2 略

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	略
1 次に掲げる法人	略
ア～エ 略	
オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が10,0	

<p>00,000円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	<p>00,000円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>
略	略
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p>	<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p>
4 略	4 略
(所得控除)	(所得控除)
<p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除</p>	<p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除</p>

額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しく

額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しく

は雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）の項に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 略

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令

は雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）の項に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 略

（法人の市民税の申告納付）

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合

<p>第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算</p>	<p>には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を</p>
--	--

<p>した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日以後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、</p>	<p>乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日以後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）</p>
---	--

当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 略

は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 略

9 法人税法第81条の22第1項の規定により
法人税に係る申告書を提出する義務がある法人
で同法第81条の24第1項の規定の適用を
受けているものが、同条第4項の規定の適用を

<p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号</p>	<p>ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1</p>
--	---

に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 略

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告について

号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 略

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告について

<p>も、同様とする。</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> <u>第12項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第9項</u>の申告につき<u>第12項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>15</u> <u>第12項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8<u>第61項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第12項前段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>16</u> <u>第12項後段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第14項</u>の届出書の提出又は法人税法<u>第75条の5</u>第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<u>第12項後段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 略</p>	<p>ても、同様とする。</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> <u>第13項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第10項</u>の申告につき<u>第13項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>16</u> <u>第13項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8<u>第51項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の<u>第13項前段</u>の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>17</u> <u>第13項後段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第15項</u>の届出書の提出又は法人税法<u>第75条の4</u>第3項若しくは第6項(同法<u>第81条の24</u>の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の<u>第13項後段</u>の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 略</p>
---	--

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結

<p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p><u>親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）</u>による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
--	--

<p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p><u>5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条</u></p>
---	---

の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2～4 略

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2～4 略

<p><u>に登録し、その者に固定資産税を課することが</u> <u>できる。この場合において、市は、当該登録を</u> <u>しようとするときは、あらかじめ、その旨を当</u> <u>該使用者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(現所有者の申告)</u></p> <p><u>第74条の3 現所有者(法第384条の3に規</u> <u>定する現所有者をいう。以下この条及び次条に</u> <u>おいて同じ。)は、現所有者であることを知っ</u> <u>た日の翌日から3月を経過した日までに次に掲</u> <u>げる事項を記載した申告書を市長に提出しなけ</u> <u>ればならない。</u></p> <p><u>(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は</u> <u>名称、次号に規定する個人との関係及び個人</u> <u>番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を</u> <u>有しない者にあつては、住所、氏名又は名称</u> <u>及び同号に規定する個人との関係)</u></p> <p><u>(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土</u> <u>地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に</u> <u>登記又は登録がされている個人が死亡してい</u> <u>る場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p><u>(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し</u> <u>必要と認める事項</u></p>	<p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 略</p> <p>2 略</p>
--	---

<p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は法第383条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</u></p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p>
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（<u>同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。</u>）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻きたばこの本数に換算する</p>

式たばこの重量を紙巻きたばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 略

2～5 略

6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含

場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 略

2～5 略

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含

む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に

む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に

限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条第8項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した

限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条第8項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した

<p>割合とを合計した割合（当該合計した割合が年 12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 略</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条</p>	<p>割合とを合計した割合（当該合計した割合が年 12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 略</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条</p>
--	---

<p>の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～11 略</p> <p><u>12 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>13 略</u></p> <p><u>14 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する</p>	<p>の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～11 略</p> <p><u>12 略</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する</p>
--	---

譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2及び3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため

譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2及び3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため

の譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の

の譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の

5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(個人の市民税の税率の特例等)

第23条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄

5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(個人の市民税の税率の特例等)

第23条 略

<p><u>をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	
---	--

第2条 吉川市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本</p>	<p style="text-align: center;">(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本</p>

に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

略

3～10 略

附 則

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～13 略

14 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は、零とする。

に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

略

3～10 略

附 則

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～13 略

14 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、零とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中吉川市税条例第54条の改正、第74条の2の次に1条を加える改正、第75条、第131条、附則第8条、附則第10条、附則第10条の2、附則第15条の2、附則第17条の2第1項及び第2項の改正並びに附則第23条の次に3条を加える改正（附則第24条に係る部分に限る。）並びに附則第3条第1項及び第5条の規定 公布の日

(2) 第1条中吉川市税条例第94条の改正及び附則第6条の規定 令和2年10月1日

(3) 第1条中吉川市税条例第24条、第34条の2、第36条の2、附則第3条の2第1項及び第2項（「及び第4項」を削る部分を除く。）、附則第4条、附則第17条並びに附則第17条の2第3項の改正、附則第23条の次に3条を加える改正（第1号に掲げる規定による改正を除く。）、第2条中吉川市税条例附則第10条及び第10条の2の改正並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる規定による改正を除く。）及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(5) 第1条中吉川市税条例第19条、第20条、第23条、第31条、第48条、第50条、第52条及び附則第3条の2第2項（第3号に掲げる規定による改正を除く。）の改正並びに附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の吉川市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の

規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の吉川市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第74条の3の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に、新条例第74条の3に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉

巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が公布されたことに伴い、個人の市民税の非課税となる範囲の見直し及び固定資産税における所有者不明土地にかかる課税への対応を図るとともに、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として市税の徴収猶予、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長その他所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第39号議案

吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

吉川市国民健康保険税条例（昭和30年吉川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="295 878 376 907">附 則</p> <p data-bbox="245 1005 804 1099">（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p data-bbox="225 1137 804 2007">2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第22条の規定の適用については、同条第1号中「<u>令第56条の89第2項第2号イ</u>」とあるのは「<u>令附則第18条の8において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ</u>」と、同条第2号中「<u>令第56条の89第2項第2号ロ</u>」とあるのは「<u>令附則第18条の8において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ</u>」と、同</p>	<p data-bbox="906 878 987 907">附 則</p> <p data-bbox="857 1005 1415 1099">（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p data-bbox="836 1137 1415 2007">2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第22条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5に規定する総所得金額</u>」とあるのは、「<u>法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によ</u></p>

条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第18条の8において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第18条の9において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第18条の9において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第18条の9において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

るものとする。）」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条</u>及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1号中「<u>令第56条の89第2項第2号イ</u>」とあるのは「<u>令附則第19条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ</u>」と、同条第2号中「<u>令第56条の89第2項第2号ロ</u>」とあるのは「<u>令附則第19条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ</u>」と、同条第3号中「<u>令第56条の89第2項第2号ハ</u>」とあるのは「<u>令附則第19条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ</u>」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条中「<u>及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額</u>」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の</p>
---	---

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第19条の2第1項において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第19条の2第1項において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

2号ハ」とあるのは「令附則第19条の2第1項において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、「令附則第19条の2第1項」とあるのは「令附則第19条の2第2項」と読み替えるものとする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の短期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条第5

<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条</u>及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「<u>若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、第22条第1号中「<u>令第56条の89第2項第2号イ</u>」とあるのは「<u>令附則第20条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ</u>」と、同条第2号中「<u>令第56条の89第2項第2号ロ</u>」とあるのは「<u>令附則第20条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ</u>」と、同条第3号中「<u>令第56条の89第2項第2号ハ</u>」とあるのは「<u>令附則第20条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ</u>」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p><u>項に規定する短期譲渡所得の金額</u>」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「<u>若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、第22条中「<u>及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
--	---

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第21条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第21条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第21条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第22

第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「令附則第22条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「令附則第22条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「令附則第22条において読み替えられた令第56条の89第2項第2号ハ」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所

条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所

得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令（昭和37年政令第227号。以下この条において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第9条（同令第12条及び同令第16条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用し、読み替えられた租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第335号。以下この条において「租税条約等実施特例政令」という。）第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ」と、同条第2号中

得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令（昭和37年政令第227号。以下この条において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第9条（同令第12条及び同令第16条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用し、読み替えられた租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第335号。以下この条において「租税条約等実施特例政令」という。）第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ」と、同条第2号中

「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額か

「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第

ら法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令（昭和37年政令第227号。以下この条において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第9条（同令第12条及び同令第16条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用し、読み替えられた租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第335号。以下この条において「租税条約等実施特例政令」という。）第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ」とする。

314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1号中「令第56条の89第2項第2号イ」とあるのは「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令（昭和37年政令第227号。以下この条において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第9条（同令第12条及び同令第16条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用し、読み替えられた租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第335号。以下この条において「租税条約等実施特例政令」という。）第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法施行令第9条において準用し、読み替えられた租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ」とする。

<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、<u>第5条、第7条</u>及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1号中「<u>令第56条の89第2項第2号イ</u>」とあるのは「<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等</u></p>	<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条中「<u>及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p>
--	--

に関する法律施行令（昭和62年政令第335号。以下この条において「租税条約等実施特例政令」という。）第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ」と、同条第2号中「令第56条の89第2項第2号ロ」とあるのは「租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ」と、同条第3号中「令第56条の89第2項第2号ハ」とあるのは「租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定す

<p>2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1号中「<u>令第56条の89第2項第2号イ</u>」とあるのは「<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第335号。以下この条において「<u>租税条約等実施特例政令</u>」という。）第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項イ</u>」と、同条第2号中「<u>令第56条の89第2項第2号ロ</u>」とあるのは「<u>租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ロ</u>」と、同条第3号中「<u>令第56条の89第2項第2号ハ</u>」とあるのは「<u>租税条約等実施特例政令第2条の5において読み替えられた令第56条の89第2項ハ</u>」とする。</p>	<p>る条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条中「<u>及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額</u>」とする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5項（「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える部分に限る。）及び附則第6項（「世帯主」を「前項の規定は、世帯主」に改める部分を除く。）の改正は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の吉川市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税につい

ては、なお従前の例による。

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が公布されたことに伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の課税の特例の規定を定めるとともに、所要の整理を行いたいので、この案を提出するものである。

第40号議案

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 吉川市都市計画税条例（平成20年吉川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p><u>（法附則第15条第47項の条例で定める割合）</u></p> <p><u>5 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p><u>6 略</u></p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から令和</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p><u>5 略</u></p> <p>（宅地等に対して課する平成30年度から令和</p>

<p>2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用</p>	<p>2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>9</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を</p>
---	---

を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 2 略

(市街化区域農地に対して課する各年度分の都市計画税の特例)

1 3 略

受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

1 0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 1 略

(市街化区域農地に対して課する各年度分の都市計画税の特例)

1 2 略

<p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p><u>16</u> 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p><u>17</u> 附則<u>第7項</u>及び<u>第9項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則<u>第7項</u>及び<u>第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則<u>第8項</u>、<u>第10項</u>及び<u>第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則<u>第10項</u>から<u>第12項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則<u>第12項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則<u>第12項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則<u>第13項</u>から<u>第15項</u>までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則<u>第14項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p>	<p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p><u>15</u> 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p><u>16</u> 附則<u>第6項</u>及び<u>第8項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則<u>第6項</u>及び<u>第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則<u>第7項</u>、<u>第9項</u>及び<u>第10項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則<u>第9項</u>から<u>第11項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則<u>第11項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則<u>第11項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則<u>第12項</u>から<u>第14項</u>までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則<u>第13項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>(読替規定)</p>
---	--

<p><u>18</u> 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、<u>第15条の2第2項、第15条の3又は第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで<u>若しくは第61条</u>」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)</p> <p><u>19</u> 略</p>	<p><u>17</u> 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項<u>又は第15条の3</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)</p> <p><u>18</u> 略</p>
---	---

第2条 吉川市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p><u>18</u> 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若し</p>	<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p><u>18</u> 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若し</p>

<p>くは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第63条</u>」とする。</p>	<p>くは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第61条</u>」とする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがある場合を除き、第1条の規定による改正後の吉川市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が公布されたことに伴い、地域の実情に応じ市が特例割合を設定できるわがまち特例の割合の設定、中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る都市計画税の軽減措置の創設に伴う読替規定の追加その他所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第41号議案

吉川市職員定数条例の一部を改正する条例

吉川市職員定数条例（昭和43年吉川町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 市長 <u>379人</u> (3)～(8) 略 2 略	(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 市長 <u>359人</u> (3)～(8) 略 2 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

今後の人口の推移等を踏まえ、職員定数を見直したいので、この案を提出するものである。

第42号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区汚水・雨水管渠布設工事（その5）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 契約締結日から令和3年3月31日まで
- 4 請負金額 341,995,500円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県さいたま市桜区大字神田3番地7
氏名又は名称 開道建設業協同組合
代表者職氏名 代表理事 杉本正輝

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区汚水・雨水管渠布設工事（その5）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第43号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その9）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 契約締結日から令和3年3月31日まで
- 4 請負金額 327,580,000円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋3丁目23番30号
氏名又は名称 シン建工業株式会社
代表者職氏名 代表取締役 北清太郎

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その9）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第44号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区橋梁工事（その2）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 契約締結日から令和3年3月15日まで
- 4 請負金額 149,930,000円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県さいたま市緑区東浦和1丁目21番地3
氏名又は名称 株式会社内田緑化興業
代表者職氏名 代表取締役 内田香

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区橋梁工事（その2）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第45号議案

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
組合市町村	組合市町村
秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東 松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入 間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川 市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷 市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高 市 吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 白岡 市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川 町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿 野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄 居町 宮代町 杉戸町 松伏町 埼玉県都市競 艇組合 埼玉葛斎場組合 越谷・松伏水道企業団 蓮田白岡衛生組合 久喜宮代衛生組合 朝霞 地区一部事務組合 埼玉県市町村総合事務組合 桶川北本水道企業団 小川地区衛生組合 皆 野・長瀨下水道組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西	秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東 松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入 間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川 市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷 市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高 市 吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 白岡 市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川 町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿 野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄 居町 宮代町 杉戸町 松伏町 埼玉県都市競 艇組合 埼玉葛斎場組合 越谷・松伏水道企業団 蓮田白岡衛生組合 久喜宮代衛生組合 朝霞 地区一部事務組合 埼玉県市町村総合事務組合 桶川北本水道企業団 小川地区衛生組合 皆 野・長瀨下水道組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西

部衛生組合 東埼玉資源環境組合 本庄上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 秩父広域市町村圏組合 坂戸地区衛生組合 入間東部地区事務組合 吉川松伏消防組合 児玉郡市広域市町村圏組合 彩北広域清掃組合 埼玉西部環境保全組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村圏組合 埼玉県央広域事務組合 西入間広域消防組合 埼玉中部環境保全組合 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 広域利根斎場組合 大里広域市町村圏組合 埼玉西部消防組合 埼玉東部消防組合 草加八潮消防組合

部衛生組合 東埼玉資源環境組合 本庄上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 秩父広域市町村圏組合 坂戸地区衛生組合 入間東部地区事務組合 吉川松伏消防組合 児玉郡市広域市町村圏組合 鴻巣行田北本環境資源組合 埼玉西部環境保全組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村圏組合 埼玉県央広域事務組合 西入間広域消防組合 埼玉中部環境保全組合 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 広域利根斎場組合 大里広域市町村圏組合 埼玉西部消防組合 埼玉東部消防組合 草加八潮消防組合

別表第2 (第4条関係)

共同処理する事務	組合市町村
第4条第1号に掲げる事務	秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野

別表第2 (第4条関係)

共同処理する事務	組合市町村
第4条第1号に掲げる事務	秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野

<p>町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄居 町 宮代町 杉戸町 松伏町 埼 玉県都市競艇組合 埼玉葛斎場組合 越谷・松伏水道企業団 蓮田白 岡衛生組合 久喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉縣市 町村総合事務組合 桶川北本水道 企業団 小川地区衛生組合 皆 野・長瀨下水道組合 上尾桶川伊 奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西部衛生 組合 東埼玉資源環境組合 本庄 上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島 水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道 組合 秩父広域市町村圏組合 坂 戸地区衛生組合 入間東部地区事 務組合 吉川松伏消防組合 児玉 郡市広域市町村圏組合 <u>彩北広域 清掃組合</u> 埼玉西部環境保全組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広 域市町村圏組合 埼玉県央広域事 務組合 西入間広域消防組合 埼 玉中部環境保全組合 毛呂山・越 生・鳩山公共下水道組合 広域利 根斎場組合 大里広域市町村圏組 合 埼玉西部消防組合 埼玉東部 消防組合 草加八潮消防組合</p>	<p>町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄居 町 宮代町 杉戸町 松伏町 埼 玉県都市競艇組合 埼玉葛斎場組合 越谷・松伏水道企業団 蓮田白 岡衛生組合 久喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉縣市 町村総合事務組合 桶川北本水道 企業団 小川地区衛生組合 皆 野・長瀨下水道組合 上尾桶川伊 奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西部衛生 組合 東埼玉資源環境組合 本庄 上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島 水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道 組合 秩父広域市町村圏組合 坂 戸地区衛生組合 入間東部地区事 務組合 吉川松伏消防組合 児玉 郡市広域市町村圏組合 <u>鴻巣行田 北本環境資源組合</u> 埼玉西部環境 保全組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村圏組合 埼玉県 央広域事務組合 西入間広域消防 組合 埼玉中部環境保全組合 毛 呂山・越生・鳩山公共下水道組合 広域利根斎場組合 大里広域市 町村圏組合 埼玉西部消防組合 埼玉東部消防組合 草加八潮消防 組合</p>
--	---

略	略
---	---

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合規約の規定は、令和2年4月1日から適用する。

第46号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 水村英夫

生年月日 ○○○○○○○○○○○

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

固定資産評価審査委員会委員の水村英夫氏が令和2年6月9日をもって任期満了となるため、再度選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 水村英夫

生年月日 ○○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○○

経 歴

昭和51年 4月から

○○○○○○○○○勤務

昭和53年 7月まで

昭和53年10月から

○○○○○○○○○勤務

昭和56年12月まで

昭和62年 8月から

○○○○○○○○○開設

現在に至る

平成23年 6月から

吉川市固定資産評価審査委員会委員

現在に至る

第47号議案

固定資産評価員の選任について

固定資産評価員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 櫻井敬雄

生年月日 ○○○○○○○○○○○

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

固定資産評価員の海老沼浩行前総務部課税課長が令和2年3月31日付けで人事異動したため、その後任者を選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 櫻井敬雄

生年月日 ○○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

略 歴

平成 7年 4月 吉川町役場入庁

平成30年 4月から

産業振興部商工課長兼企業誘致担当主幹

令和 2年 3月まで

令和 2年 4月から

総務部課税課長

現在に至る

第48号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成15年吉川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p data-bbox="296 748 376 779">附 則</p> <p data-bbox="245 1070 400 1102"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="225 1137 802 1234">1 <u>この条例は、平成15年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="245 1330 528 1361"><u>（防疫作業手当の特例）</u></p> <p data-bbox="225 1397 802 2007">2 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が認めるものに従事した場合には、防疫作業手当を支給する。この場合において、別表（防疫作業手当に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</u></p>	<p data-bbox="906 748 986 779">附 則</p> <p data-bbox="831 882 1414 978"><u>この条例は、平成15年4月1日から施行する。</u></p>

<p><u>3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日に</u> <u>つき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接</u> <u>触して又はこれらの者に長時間にわたり接して</u> <u>行う作業その他市長がこれに準ずると認める作</u> <u>業に従事した場合にあっては、4,000円）</u> <u>とする。この場合において、第4条の規定は、</u> <u>適用しない。</u></p>	
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第2項及び第3項の規定は、令和2年5月22日から適用する。

令和2年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事する職員に対し、防疫作業手当の特例を設け、支給したいので、この案を提出するものである。